

令和8年度第1回 栃木県道路啓開計画策定協議会 次第

日時：令和8(2026)年7月1日(水) 13:30~14:30
場所：栃木北別館・会議室403

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 栃木県道路啓開計画策定協議会規約(案)について

資料1

(2) 道路啓開計画改定の背景

資料2

(3) 道路啓開計画ガイドラインと見直しのポイント

資料3

(4) 今後のスケジュール

資料4

4 閉会

栃木県道路啓開計画策定協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、栃木県道路啓開計画策定協議会（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、大規模地震発生時における栃木県の発災初期の道路啓開計画を策定するとともに、初動対応を円滑かつ確実に実施できるよう、関係機関と認識の共有を図るとともに、防災対策の習熟と関係機関の連携強化を図ることを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- 1 道路法第22条の3に基づく道路啓開計画の策定に関すること。
- 2 その他、道路啓開に関して必要な事項に関すること。

（構成）

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、必要に応じて会長が指名するものの出席を求めることができるものとする。

- 2 協議会の会長は、栃木県県土整備部長とし、会務を総理し、協議会を代表する。また、副会長は、関東地方整備局宇都宮国道事務所長及び栃木県県土整備部次長とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは代行する。

（協議会の開催）

第5条 協議会は、会長が招集する。また、その議長は会長が務めるものとし、会長不在の場合は副会長が代理を務める。

- 2 各機関は、議題に応じて出席者を調整することができる。

（ワーキンググループ）

第6条 協議会の事務を遂行するにあたり、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、別に要領を定める。

（意見の聴取）

第7条 協議会の運営において必要がある場合は、関係機関等の意見を聴取することができる。

（事務局）

第8条 事務局は、関東地方整備局宇都宮国道事務所管理第二課並びに、栃木県県土整備部道路保全課に置くものとする。

（その他）

第9条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会に諮って定める。

附則

この規約は、令和6年3月4日から施行する。

附則

この規約は、令和8年7月〇日から施行する。

別表（第4条関係）

■栃木県道路啓開計画策定協議会構成

役職	所属	職
会長	栃木県	県土整備部長
副会長	国土交通省関東地方整備局	宇都宮国道事務所長
副会長	栃木県	県土整備部次長
委員	国土交通省関東地方整備局	防災対策技術分析官 統括防災グループ 総括防災調整官
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路情報管理官
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路計画第一課長
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路管理課長
委員	栃木県	危機管理防災局 危機管理課長
委員	栃木県	危機管理防災局 消防防災課長
委員	栃木県	保健福祉部 次長兼保健福祉課長
委員	栃木県	県土整備部 交通政策課長
委員	栃木県	県土整備部 道路整備課長
委員	栃木県	県土整備部 道路保全課長
委員	栃木県	県土整備部 河川課長
委員	栃木県	県土整備部 都市整備課長
委員	栃木県警察本部	交通部 交通規制課長
委員	栃木県警察本部	警備部 警備第二課長
委員	陸上自衛隊	東部方面特科連隊第2大隊 第3係 主任
委員	東日本高速道路株式会社	関東支社 管理事業部 一部付部長 宇都宮管理事務所長
委員	東日本高速道路株式会社	関東支社 管理事業部 管理事業統括課 課長代理
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 広報・渉外担当部長
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 無電柱化推進グループ グループマネージャー
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 広域業務グループ グループマネージャー
委員	株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー NTT東日本株式会社	関信越ブロック統括本部 栃木エリア統括部 災害対策室長 栃木支店 災害対策室 室長
委員	一般社団法人 栃木県建設業協会	常務理事
委員	栃木県	県土整備部 上下水道課長
委員	栃木県道路公社	常務理事
委員	特定非営利活動法人全日本レッカー協会	理事長
委員	一般社団法人 栃木県自動車整備振興会	副会長
委員	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	関東支部栃木地域委員会
委員	一般社団法人 栃木県測量設計業協会	副会長
委員	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会	栃木支部 事務局長
委員	株式会社ドコモCS	栃木支店 ネットワーク部長
委員	KDDI株式会社	エンジニアリング企画部 ネットワーク強靱化推進室長
委員	ソフトバンク株式会社	関東ネットワーク技術統括部 関東技術推進部長
委員	楽天モバイル株式会社	BCP管理本部 BCP運用部 BCPリエゾングループ 関東/信越リエゾンリーダー
委員	栃木県石油商業組合	専務理事
委員	栃木県都市ガス協会	会長

【事務局】

機関	所属
国土交通省関東地方整備局	宇都宮国道事務所 管理第二課
栃木県	県土整備部 道路保全課

1 道路啓開計画改定の背景

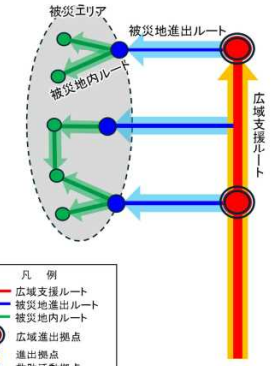
道路啓開計画改定の背景 (2) 新たな道路啓開の枠組み

- 能登半島地震の教訓やそれに伴う道路法改正を踏まえ、令和7年6月、国土交通省の基本政策部会において、道路啓開の実効性向上を図るため、新たな道路啓開の枠組みについて審議が行われた。
- 広域ブロック単位や都道府県単位での道路啓開計画法定協議会の設立や道路啓開計画の策定・公表に至るまでの時期の見通しが示された。



道路啓開計画改定の背景 (3)道路啓開計画ガイドラインの改定

- 令和6年1月に発生した能登半島地震等を踏まえ、国土交通省道路局では道路啓開の実効性を向上するため、改正した道路法第22条の3に基づく「道路啓開計画」の策定にあたり、留意すべき事項をとりまとめた。
- 本ガイドラインを踏まえ、新たな制度や改善すべき事項等を盛り込んだ新たな計画について、本協議会における協議を経て、策定するものとする。

<p>道路啓開計画ガイドライン 【地震・津波編】</p> <p>令和7年7月</p> <p>国土交通省道路局</p>	<p>道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】 国土交通省道路局 令和7年7月</p> <p>本ガイドラインは、令和6年1月に発生した能登半島地震等を踏まえ、道路啓開の実効性を向上するため、今般改正(令和7年4月16日施行)した道路法(昭和27年法律第180号)第22条の3に基づく「道路啓開計画」の策定にあたり、留意すべき事項をとりまとめたものである。</p> <p>道路管理者においては、これまで地域で作成してきた道路啓開計画を基礎として、本ガイドラインを踏まえ、新たな制度や改善すべき事項等を盛り込んだ新たな計画について、道路法第28条の2第1項に基づき設置する「道路啓開計画協議会」における協議を経て、地方整備局等の広域ブロック単位及び都道府県単位で順次策定するものとする。</p> <p>本ガイドラインで扱う災害は、大規模な自然災害のうち地震・津波災害を対象とする。なお、火山災害、雪害、風水害(洪水、土砂)を対象としたガイドラインは別途策定する。</p> <p>なお、本ガイドラインについては、今後、関係する防災計画等の改定や、各地域の協議会における議論、運用後の災害時における課題等を踏まえ、道路啓開の更なる実効性の向上に向けて、随時、柔軟に見直しを行う予定である。</p> <p>1. 対象となる災害の種類 (1号関係)</p> <p>(1) 地方整備局等の広域ブロック単位の対象災害</p> <ul style="list-style-type: none">地方整備局等の広域ブロック単位の対象災害は、発生確率が高く、広域にわたって甚大な被害が想定される、「首都直下地震」、「南海トラフ地震」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を基本とし、最新の被災想定を基に道路啓開計画を策定するものとする。これらによる被害が想定されない地域については、「近年、地域内で発生した最大規模の地震」や「地域防災計画」で想定されている地震を対象災害として設定する。 <p><small>1 防災基本計画(中央防災会議)に基づき、令和6年までに全国の地方整備局等で作成済となっている。 2 内容については、道路法第22条の3第2項に基づき記載。</small></p> <p>1</p>	<p>(2) 都道府県単位の対象災害</p> <ul style="list-style-type: none">都道府県単位の対象災害は、「地域防災計画」や「防災業務計画」で想定されている地震を基本として設定する。 <p>2. 道路啓開の目標 (2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none">被災地へのアクセスルートの道路啓開について、発災から概ね72時間以内を目標として、道路ネットワークの整備状況を踏まえ、以下を基本として優先順位をつけながら、道路啓開を実施する(図1)。 <ol style="list-style-type: none">広域支援ルート : 発災から概ね24時間以内 (くしの軸となるルート等)被災地進出ルート : 発災から概ね48時間以内 (くしの歯となるルート等)被災地内ルート : 発災から概ね72時間以内  <p>図1. 道路啓開ルートのイメージ</p> <p><small>3 参考: 防災基本計画(令和7年7月 中央防災会議) 発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</small></p> <p>2</p>
--	--	--

出典：国土交通省道路局

「道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】」

- 国土交通省道路局では、「道路啓開計画」の策定に関する基本的な考え方・留意事項を整理したガイドラインを策定した。

「道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】」

- 道路法(昭和27年法律第180号)第22条の3に規定された事項について、道路啓開計画の策定にあたり以下の項目についての基本的な考え方・留意事項がとりまとめられた。

1. 対象となる災害の種類(1号関係)
2. 道路啓開の目標(2号関係)
3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間(3号関係)
4. 道路啓開の方法(4号関係)
5. 資機材の備蓄・調達(5号関係)
6. 実践的な訓練(6号関係)
7. 情報収集・伝達(7号関係)
8. その他(8号関係)

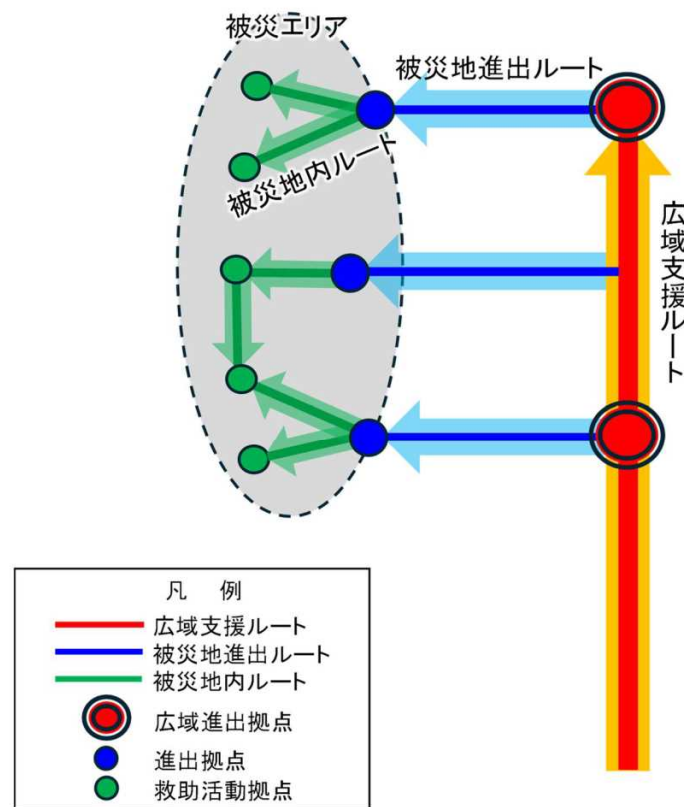
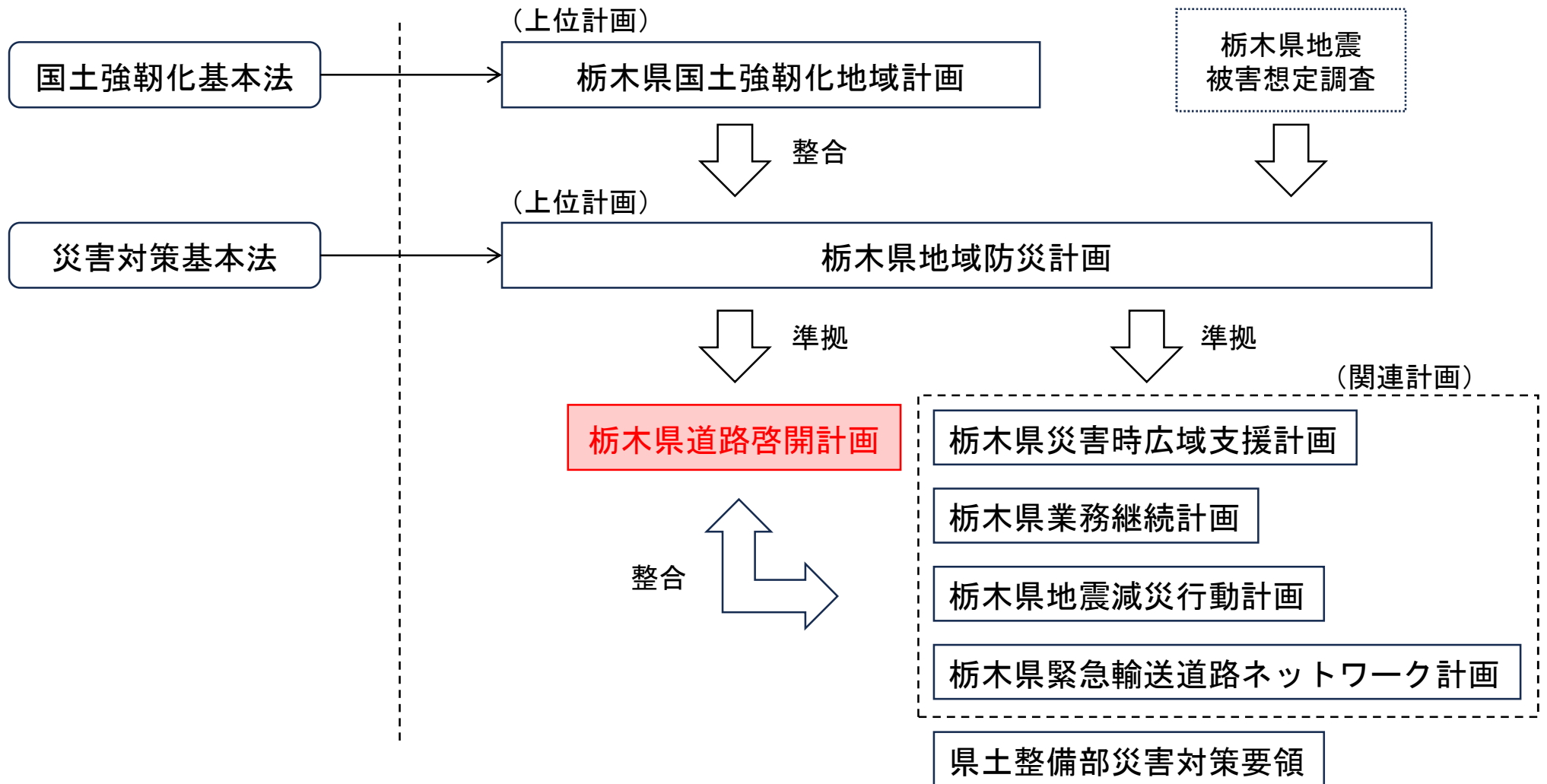


図1. 道路啓開ルートのイメージ

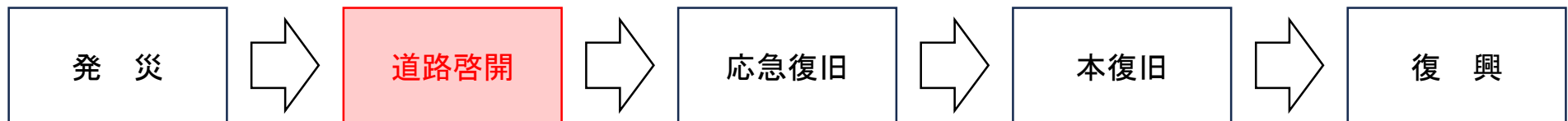
道路啓開計画の位置づけ

- 改定する道路啓開計画は、「栃木県地域防災計画」に基づき改定するものとし、既存の関連計画等と整合を図った計画とする。

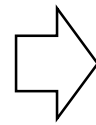


道路啓開とは

- 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。
- 大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確認する道路啓開が必要である。



(被災状況)



(道路啓開後)

出典：国土交通省HP

栃木県における道路啓開対応状況

- これまで、大規模災害時の道路啓開については、緊急車両等の通行ルートを迅速に確保するため、「栃木県地域防災計画」等の既存計画に基づき、各道路管理者や関係機関と連携を図りながら道路啓開作業を実施してきた。

「栃木県地域防災計画」

◆ 関係機関との連携による輸送体制の強化

- (1) 発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。
- (2) 大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、(一社)栃木県自動車整備振興会・全日本レッカー協会との間に締結している協定に基づき、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。
- (3) 「災害時における相互協力に関する基本協定」等に基づき、災害時におけるライフラインの復旧に係る応急措置の実施、避難所等への通信手段確保や住民へのライフライン情報等の周知など、平常時から電気・通信・ガス事業者との相互協力体制の強化を図る。

◆ 令和6年能登半島地震や道路法の改正を踏まえた修正

- (1) 令和6年能登半島地震を踏まえて、被災者支援の充実や防災DXの加速などの対策を実施する。
- (2) 道路啓開計画の定期的な見直しを行う。

「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」

◆ 協力体制

- 道路管理者等は状況に応じて、警察、自衛隊等と連携し、緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等を行い、緊急輸送ルートを確保するものとする。

栃木県における道路啓開対応状況

- これまで、大規模災害時の道路啓開については、緊急車両等の通行ルートを迅速に確保するため、「栃木県地域防災計画」等の既存計画に基づき、各道路管理者や関係機関と連携を図りながら道路啓開作業を実施してきた。

「栃木県地域防災計画」

◆ 重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保

(1) 交通状況の把握

- 現場の職員、関係機関等からの情報に加え、CCTV等のあらゆる手段を講じて、重要路線を中心に被害状況や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

- 道路管理者は、重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。
- 重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して市町道、林道、農道等の代替路線を確保する。

「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」

◆ 道路啓開の優先順位

- 道路啓開の優先順位は、原則として第1次、第2次、第3次緊急輸送道路の順とするが、被災・救援要請等の状況により判断して対応するものとする。

道路啓開計画改定項目(予定)

- 道路啓開計画は、道路啓開計画ガイドラインの改定などを踏まえ、より実効性の高い計画とするため、以下の項目について見直すことを予定する。

第1章 計画の概要

- 計画改定の背景、目的

道路法改正と新たな道路啓開の枠組み、道路啓開計画ガイドラインの改定などの視点から見直しが必要

第3章 事前の備え

- 道路啓開の体制
- 情報収集・情報共有の体制
- 人員・資機材等の体制
- 啓開ルートを選定手順
- 訓練の実施
- タイムラインの作成

地震発生から72時間後までを見据えた優先啓開ルートやタイムラインの見直し、訓練計画の見直しなどが必要

第4章 発災後の対応

- 啓開体制の確保
- 啓開ルートの決定

管理区分を超えた道路啓開の実施に向けた調整や、啓開ルートの橋梁耐震化などの地図上整理、事前の迂回ルート設定等が必要

道路啓開計画改定の意義

- 今回の道路啓開計画の改定により、主に以下の点において、機能の強化および実効性の向上が図られる。

1. 判断基準の明確化による迅速で一貫した対応

優先啓開ルートや判断基準、24・48・72時間の対応を整理することで、判断の迷いを減らし、迅速かつ一貫した道路啓開が可能となる。

2. 関係機関・広域との円滑な連携

役割分担や連携手順を計画として整理し、国・広域ブロックとの整合を図ることで、災害時の連携や支援受入を円滑にできる。

3. 実効性向上と継続的な見直し

体制や資機材、訓練を含めた計画とし、検証・見直しを継続することで、実際に機能する道路啓開体制を確保できる。

2 道路啓開計画ガイドラインと 見直しのポイント

1. 対象となる災害の種類 (1)都道府県単位の対象災害

・「地域防災計画」や「防災業務計画」で想定されている地震を基本として設定する。



【現行計画の状況】

- 「栃木県地域防災計画」及び「栃木県地震被害想定調査」に基づき、下記の5ケースを想定している

想定地震名	地震規模	長さ	幅
関谷断層を震源とする地震	M7.5	30km	18km
関東平野北西縁断層帯（主部）を震源とする地震	M8.0	60km	20km
東京湾北部を震源とする地震	M7.3	23km	32km
茨城県南西部を震源とする地震	M7.3	23km	32km
県庁直下に震源を仮定した地震	M7.3	30km	18km

2. 道路啓開の目標(2号関係)

- 被災地へのアクセスルートの道路啓開について、発災から概ね72 時間以内を目標として、道路ネットワークの整備状況を踏まえ、以下を基本として優先順位をつけながら、道路啓開を実施する。
 - ① 広域支援ルート：発災から概ね24 時間以内（くしの軸となるルート等）
 - ② 被災地進出ルート：発災から概ね48 時間以内（くしの歯となるルート等）
 - ③ 被災地内ルート：発災から概ね72 時間以内



【見直しのポイント】

- ①②③のルート種別ごとに、啓開ルートを設定する

2. 道路啓開の目標(2号関係)

【イメージ】

表 4.1 優先啓開ルートの選定基準

ステップ	定義
STEP1	<p>【県外からの高速道路～広域防災拠点（救援部隊、医療救護）までのルート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県外から、支援ゾーン内の被災地(震度6強以上の地域)にできるだけ近いところにある広域防災拠点（救援部隊、医療救護）までのルートで、発災後12時間以内で到達（啓開）できるルート。 支援ゾーン（広域防災拠点）の設定ならびに広域防災拠点までのルートは、千葉県災害対策本部事務局が、道路種別を問わず走行可能なルートを選定する。 県土整備部災害対策事務局としては、基本的に緊急輸送ルートでの広域防災拠点アクセスルートを選定する。
STEP2	<p>【広域防災拠点（救援部隊、医療救護）から被災地までのルート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域防災拠点から被災地域へ、発災後48時間以内で到達（啓開）できるルート。 被災地（要救助地域、孤立地域など）側の道路啓開調査結果と密接に関連するため、県土整備部災害対策事務局が現地災害対策班と連携し、ルート選定を行う。
STEP3	<p>【被災地内の交通機能を確認するルート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に甚大な被害を被った地域へ、発災後72時間以内で到達（啓開）できるルート。 地元関係機関との密な調整が必要であるため、県土整備部災害対策事務局がルート選定を行う。

※ 啓開ルート（STEP1～STEP3）以外の緊急輸送道路区間については、緊急物資の支援や復旧に向けて必要な拠点を結ぶルートであるため、啓開ルート（STEP3）への対応が済み次第、順次啓開する。



図 4.1 道路啓開のステップ（優先順位）のイメージ

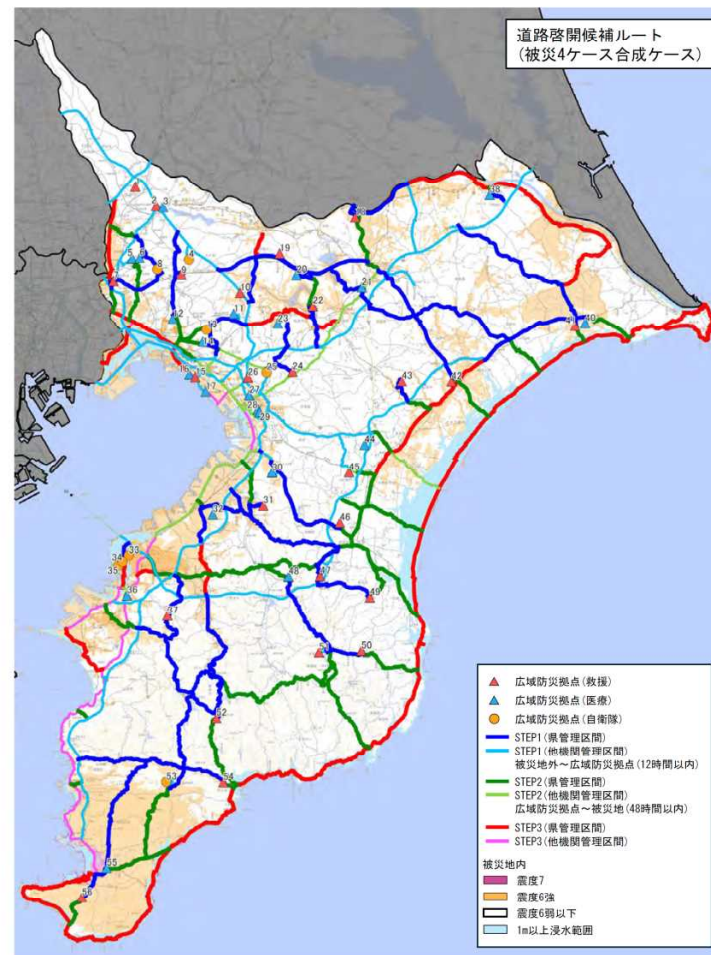


図 4.3 広域防災拠点毎の啓開ルート設定

3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間(3号関係)

- 2の①②③で示した啓開優先順位を明確化した路線・区間のリスト及び地図を作成する。
- 実際の被害状況や孤立集落等に関する情報を踏まえ、関係者間で臨機応変に優先順位の調整を行う。



【見直しのポイント】

- ①②③で設定した啓開ルートに応じて必要な進出拠点を整理し、リスト及び地図を作成する
- 上記の優先順位を基本としつつ、実際の被害状況や孤立集落等に関する情報を踏まえ、臨機応変に優先順位を調整する旨を計画に明記する。

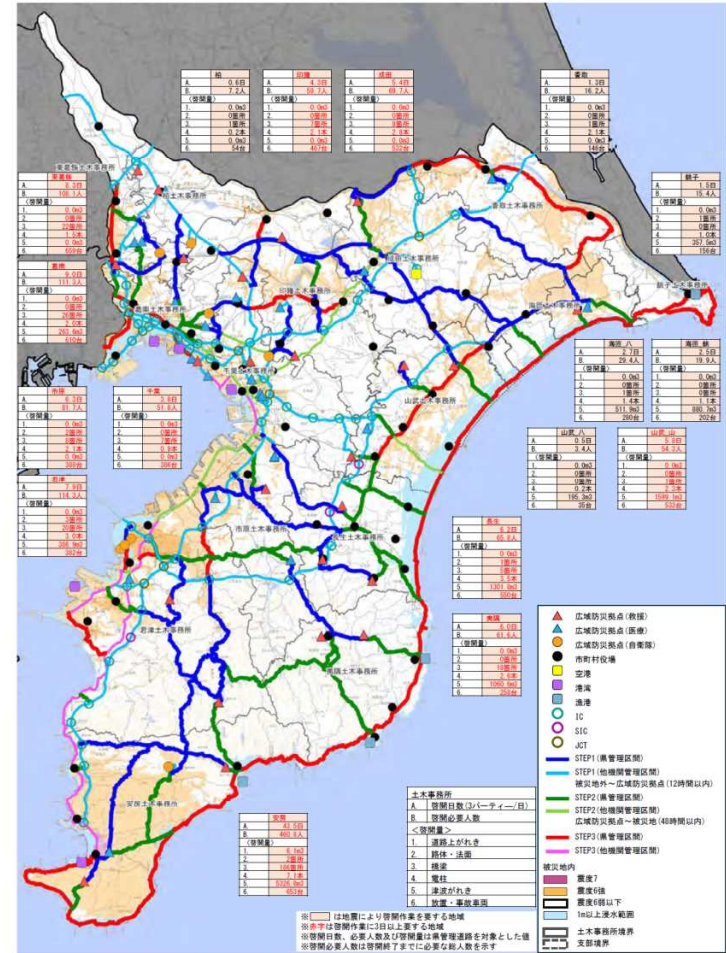
3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間(3号関係)

【イメージ】

表 4.3 広域防災拠点毎の啓開ルート設定(1/2)

SEQ	広域防災拠点		啓開ルート			
	分類	拠点名	高速道路、利用 IC	一般道	STEP2	STEP3 地先名
1	救援	県立柏の葉公園	常磐自動車道 柏 IC	国道 16 号を利用し拠点へ	国道 16 号、国道 6 号、国道 57 号、国道 51 号を利用し STEP3 へ	市川市八幡
	救援	大塚川防災レクリエーション公園				
	医療	東京慈恵会医科大学附属柏病院				
2	自衛隊	海上自衛隊 下総航空基地	常磐自動車道 柏 IC	国道 16 号、国道 8 号(一部国道 464 号重複)を利用し拠点へ	国道 8 号を利用し STEP3 へ	船橋市宮本
3	救援	鎌ヶ谷市宮陸上競技場				
医療	船橋市立医療センター					
4	自衛隊	陸上自衛隊松戸駐屯地	常磐自動車道 柏 IC	国道 6 号、国道 57 号を利用し拠点へ	国道 57 号、国道 51 号を利用し STEP3 へ	市川市八幡
5	医療	千葉西総合病院				
医療	松戸市立総合医療センター					
6	救援	西部防災センター	常磐自動車道 柏 IC	国道 6 号を利用し拠点へ	国道 6 号を利用し STEP3 へ	市川市八幡
7	自衛隊	陸上自衛隊 葛志野駐屯地及び演習場				
医療	千葉県済生会葛志野病院					
9	医療	東京女子医科大学 八千代医療センター	東関東自動車道 千葉北 IC	国道 16 号、国道 296 号を利用し拠点へ	国道 296 号を利用し STEP3 へ	八千代市下市場
10	救援	県総合スポーツセンター	東関東自動車道 千葉北 IC	国道 16 号を利用し拠点へ	国道 16 号、(市)新港六川線を利用し STEP3 へ	千葉市美浜区幸町
11	医療	国立病院機構 千葉医療センター				
12	医療	東邦大学医療センター 左京病院				
13	自衛隊	陸上自衛隊 下志津駐屯地	東関東自動車道 四街道 IC	国道 64 号を利用し拠点へ	国道 64 号、(市)新町若松町線、国道 126 号、国道 14 号を利用し STEP3 へ	千葉市美浜区幸町
14	救援	四街道総合公園	東関東自動車道 千葉北 IC	国道 64 号、国道 66 号を利用し拠点へ	国道 51 号、(市)新町若松町線、国道 126 号、国道 14 号を利用し STEP3 へ	千葉市美浜区幸町
15	医療	千葉市立青葉病院				
16	救援	牧の原公園				
17	救援	北羽鳥多目的広場	東関東自動車道 千葉北 IC	国道 16 号、国道 4 号、国道 464 号を利用し拠点へ	国道 464 号を利用し STEP3 へ	印西市泉野
18	医療	成田赤十字病院				
19	医療	日本医科大学 千葉北総病院				

全体図



4. 道路啓開の方法(4号関係) (1)道路啓開作業の手順(タイムライン)

- 地震発生から72 時間までに必要となる道路管理者及び関係者が実施すべき事項について、役割分担を明確にしてタイムラインを作成する。
- 津波や余震・後発地震に関わる警報等が発出された場合における啓開作業の実施の可否等の対応についても明確にする。

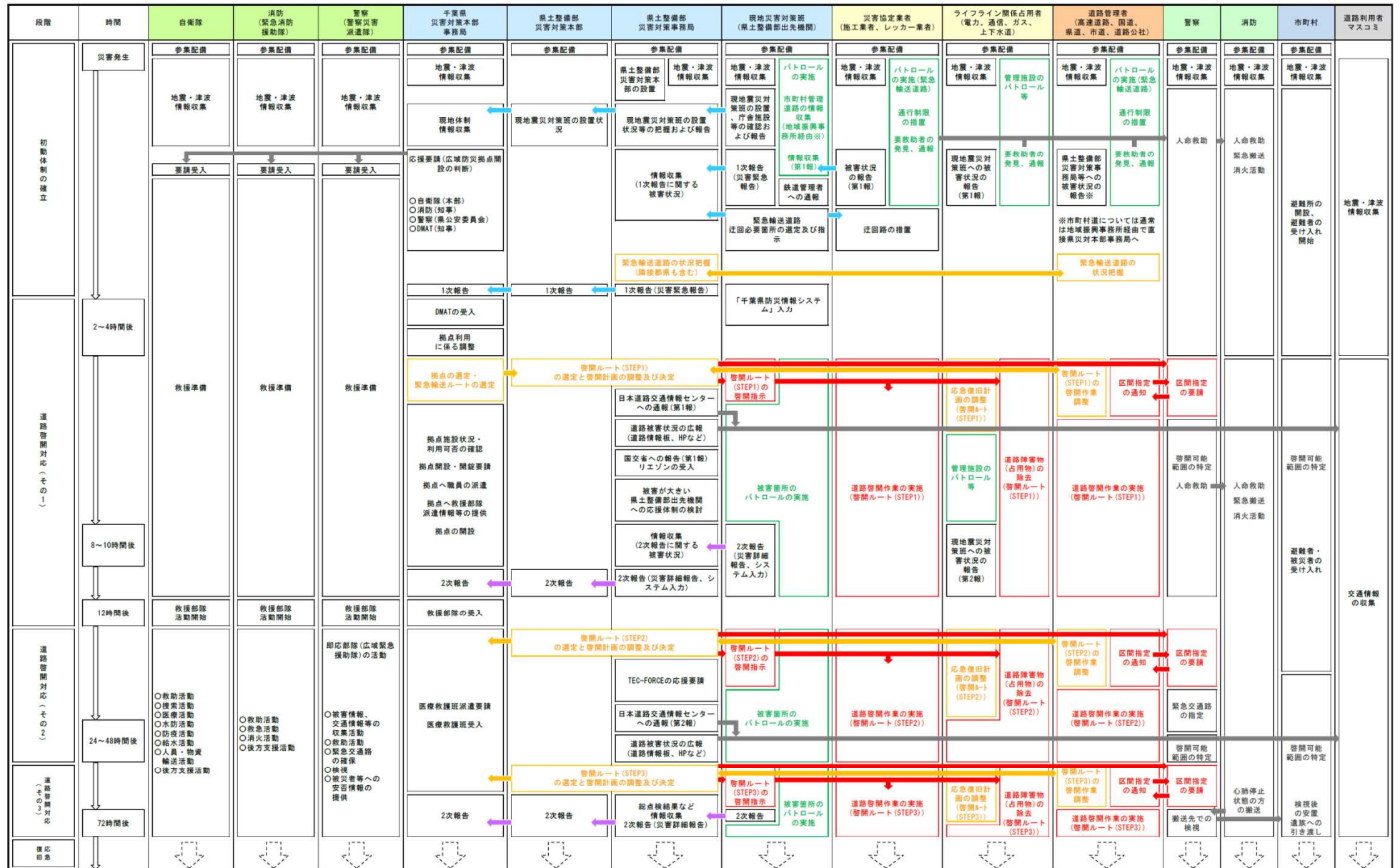


【見直しのポイント】

- 地震発生から24時間、48時間、72時間後までを見据えたタイムラインに組み替える

4. 道路啓開の方法(4号関係) (1)道路啓開作業の手順(タイムライン)

【イメージ】



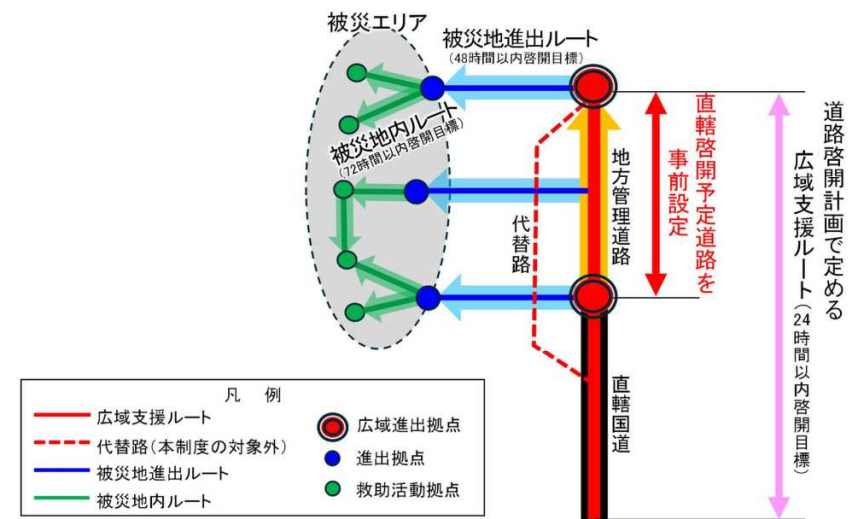
県土整備部出先機関：土木事務所等 災害協定業者：千葉県建設業協会、千葉県電業協会、千葉県道園緑化協会に所属する施工業者、ならびに千葉県レッカー事業協同組合
 道路管理者：東日本高速道路、首都高速道路、国土交通省関東地方整備局（千葉県道事務所、千葉県、千葉県道路公社、千葉市など）
 ライフライン関係占有者：東京電力、NIT東日本、東京ガス、上下水道事業管理者

啓開ルート（STEP1-3）以外の緊急輸送道路区間については、緊急物資の支援や復旧に向けて必要な拠点を結ぶルートであるため、道路啓開対応（その3）以降に順次啓開する。
 文字色の違い：道路啓開の対応、道路啓開の状況把握・調整、パトロール関連、パトロール・道路啓開に付随する対応

4. 道路啓開の方法(4号関係) (2)管理区分を超えた道路啓開の実施

1)24条承認の特例

- 国等が本来道路管理者に代わって道路啓開を行う路線・区間について、道路法第24条の承認を経ずに啓開することができる旨の記載をする。
- 本制度を適用する路線・区間について、地震規模・震度など発動する条件について、本来管理者と調整のうえ、計画において明確に示す。
- 上記路線・区間については、平時より、その管理状況に関して本来管理者と必要な情報を共有するとともに、必要に応じて対策を促すなど、円滑な道路啓開が可能となるよう調整を行っておくことが必要である。



「道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】」
(令和7年7月)

【見直しのポイント】

- 道路管理者間で24条承認の特例について、本制度を適用する路線・区間について調整し、平時から情報共有を実施する

4. 道路啓開の方法(4号関係) (2)管理区分を超えた道路啓開の実施

2)啓開の権限代行への移行(第17条第7項、第8項、第48条の19第1項)

- 大量の「放置車両」や「倒壊電柱等の占用物」の移動・撤去が必要となる場合の権限代行への移行を本来管理者と調整する。
- 都道府県が啓開する道路においては、道路法第17条第8項に基づく権限代行への移行を本来管理者と調整する。



【見直しのポイント】

- 道路法に基づく権限代行への移行について、道路管理者間で協議・調整する

4. 道路啓開の方法(4号関係) (2)管理区分を超えた道路啓開の実施

【イメージ】

6. 発災後の対応 (道路啓開)

(10) 支障物撤去

○災害発生直後において、道路構造物の破損や沿道建物の倒壊など、多様な被災状況が想定される。道路啓開を迅速に進めるため、支障物撤去の一般的な工法を示す。

ア) 車両移動 (放置車両があることで啓開が妨げられた場合の対応)

道路対策班 (道路管理課・道路整備課)、県土整備班 (土木事務所)、公安委員会と連携し、災害対策基本法第76条の6による車両移動対策を実施する。

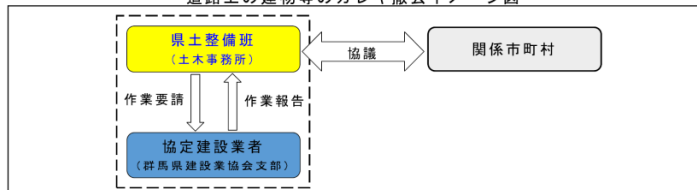
詳細な手順は「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用マニュアル」参照のこと。

イ) ガレキ処理

災害対策基本法及び群馬県地域防災計画を踏まえ、ガレキ類の処理は県土整備班 (土木事務所) から災害協定建設業者へ啓開作業指示を行い、手順は以下の通りとする。

- ① 障害となる道路上の建物等のガレキは、原則として道路わきに移動させ、必要最小限の道路幅 (5m) を確保する。
- ② 家屋倒壊等で人命救助の必要がある場合は、県土整備班 (土木事務所) は警察、消防、自衛隊と調整する。
- ③ 調整後、倒壊してがれき状態になっているものは県土整備班 (土木事務所) が所有者に連絡して対応する。所有者と連絡がつかない場合は、承諾を得ることなく撤去してよい。(環境省: 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針)
- ④ ガレキが大量にあり、道路わきに寄せることが困難な場合は、県土整備班 (土木事務所) は群馬県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村と協議する。
- ⑤ ガレキ撤去は、上記④で決定した機関が一時的な仮置き場に搬入する。
- ⑥ ガレキ内に残存する、危険物等が確認された場合は、警察、消防、市町村等に対応依頼する。

道路上の建物等のガレキ撤去イメージ図



群馬県災害廃棄物処理計画の抜粋 (平成29.3策定)

道路啓開について

大規模災害が発生した場合、倒壊した建物等により道路交通が麻痺していることが予想される。道路交通の麻痺は、人命救助や緊急物資の輸送だけでなく、災害廃棄物の排出・運搬についても影響がある。

発災後は、速やかに道路啓開を担当する部局と連携し、道路交通の支障となっているがれき類の撤去と仮置き場への輸送に努める。

(群馬県災害廃棄物処理計画 P.2-1-3-4)

6. 発災後の対応 (道路啓開)

(11) 国土交通省の道路啓開の代行

- 国土交通省は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、その自治体体制その他の地域の実情を勘案して、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限り、業務の支障のない範囲内で、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の道路啓開を実施することができる。(道路法第17条第7項)
- 国土交通省は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、その自治体の体制その他の地域の実情を勘案して、重要物流道路及び代替補充路の啓開作業を業務の遂行に支障のない範囲内で、実施することができる。(道路法第48条の19)

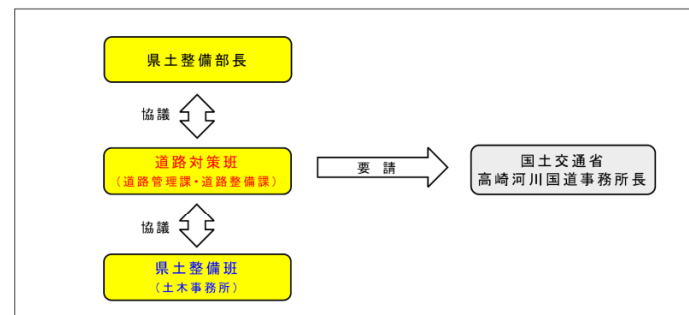
ア) 重要物流道路の定義

「重要物流道路」とは、平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流の観点から重要な道路を国土交通大臣が指定し、機能強化を推進していく道路。

イ) 代替補充路の定義

「代替・補充路」とは、重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合に当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が指定した道路。

国土交通省の道路啓開の代行手順



【道路対策班 (道路管理課・道路整備課)】

1. 県土整備班 (土木事務所) から道路啓開作業を国代行にしてもらいたいとの協議があり、国が啓開作業を代行することが妥当と認められる場合は、県土整備部長と協議の上、道路管理課長から国土交通省高崎河川国道事務所長に要請する。

【県土整備班 (土木事務所)】

1. パトロール結果などを踏まえ、道路対策班 (道路管理課・道路整備課) と国土交通省による道路啓開代行の必要性について協議する。

4. 道路啓開の方法(4号関係) (2)管理区分を超えた道路啓開の実施

3)費用負担

- 道路啓開計画の規定に基づいて行われた24条承認の特例による道路啓開に要した費用の負担は、道路法第49条に基づき、本来道路管理者が負担する。
- 国が行った道路法第17条第7項又は第48条の19第1項に基づく権限代行による道路啓開に要した費用の負担は、道路法第53条に基づき、まずは国が全額負担し、本来管理者は道路法第50条第5項、第51条第3項に基づいて、要した費用を国庫へ納付する。



【見直しのポイント】

- 道路啓開に要した費用の負担の考え方について、道路管理者間で協議・調整する

4. 道路啓開の方法(4号関係) (3)道路啓開を実施する建設業者の範囲について

- 各道路管理者において道路維持工事等を契約している道路維持業者や、建設業協会等と締結する災害協定により、啓開路線・区間毎又はエリア毎に建設業者等の啓開作業の実施範囲を定めておく。



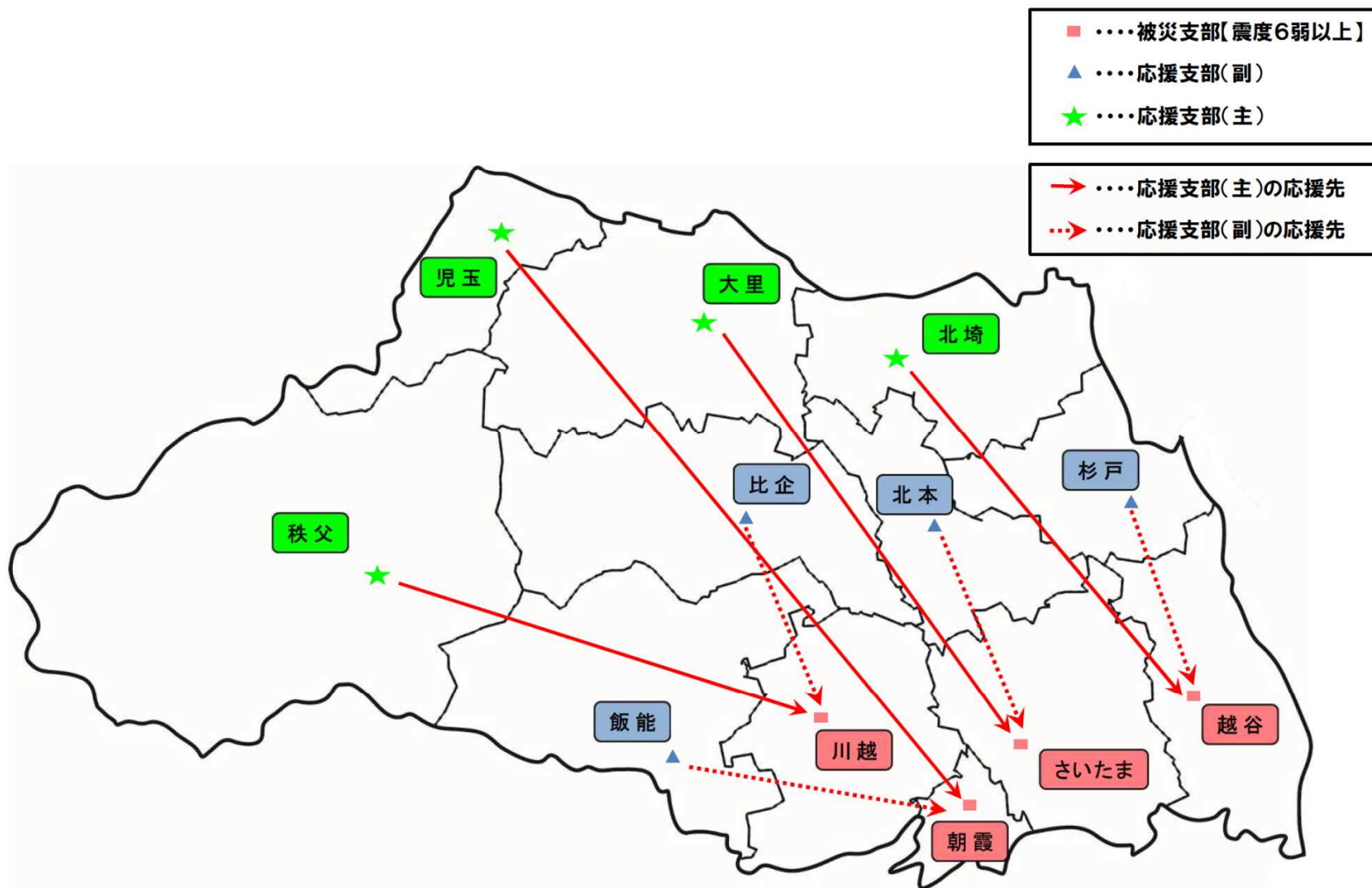
【見直しのポイント】

- 啓開路線・区間、エリア毎に建設業者等の啓開作業の実施範囲を定める

4. 道路啓開の方法(4号関係) (3)道路啓開を実施する建設業者の範囲について

【イメージ】

■ (参考)建設業協会支部の応援体制について



5. 資機材の備蓄・調達(5号関係) (1)資機材(建設機械含む)の必要量の算出

- 道路啓開に必要となる資機材について資材(土砂、碎石、土嚢袋、ブルーシート等)の必要量を算出する。
- 啓開完了目標時間を踏まえ啓開作業のパーティ数を設定し、機材(建設機械を含む)の必要量を算出する。



【見直しのポイント】

- 被災想定に基づく資機材の必要量を算出する
- 啓開完了目標時間に基づく啓開作業パーティ数を設定する

5. 資機材の備蓄・調達(5号関係) (1)資機材(建設機械含む)の必要量の算出

【イメージ】

表 6 必要資機材量及び班体制の試算結果(直轄国道)

方位	事務所名	路線名	資機材量(橋梁段差) ^{※1}			班体制(班) ^{※2}			
			土のう (袋)	土量 (m ³)	敷鉄板等 (枚)	路上車両班	土木班		
							橋梁段差 補修	ガレキ 処理	電柱倒壊 対応
1. 南	横浜国道	R1	200	5	16	3	1	1	0
		R15	200	5	16	3	1	1	0
		小計	400	10	32	6	2	2	0
2. 南西	川崎国道	R246	200	5	16	3	1	1	0
3. 西	相武国道	R20	0	0	0	3	0	1	0
4. 北西	大宮国道	R17	0	0	0	3	0	1	0
		R254	0	0	0	3	0	1	0
		小計	0	0	0	6	0	2	0
5. 北	北首都国道	R4	600	15	48	3	1	1	0
6. 北東	首都国道	R6	1,800	45	144	3	3	1	1
		R14	1,600	40	128	2	3	1	1
		小計	3,400	85	272	5	6	2	2
7. 東	千葉国道	R357	800	20	64	5	2	1	0
合計			5,400	135	432	31	12	10	2

※1資機材:1橋を啓開するのに必要な資機材量は、土のうが200袋、土砂が5m³、敷鉄板(1.5m*3.0m)が16枚として試算。

※2班体制:各作業項目に対する必要な部隊編成は、以下のように想定したものである。

路上車両班:路上車両排除の1班は、大型レッカー1台等、作業員数人と想定。

土木班:バックホウ1台とクレーン付トラック1台、作業員数人と想定。

ただし、電柱倒壊対応において、ケーブル撤去は専門業者によるものとする。

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※上記以上の大規模被災の可能性はあるが、緊急を要する道路啓開の作業では、時間を要する対応を回避するため対象としていない。

※上記『項目』については、『首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月)』における想定対象項目の一例を記載したものであり、実際の被災は想定と異なる場合がある。実際の被災に応じて、臨機に対応することが重要である。

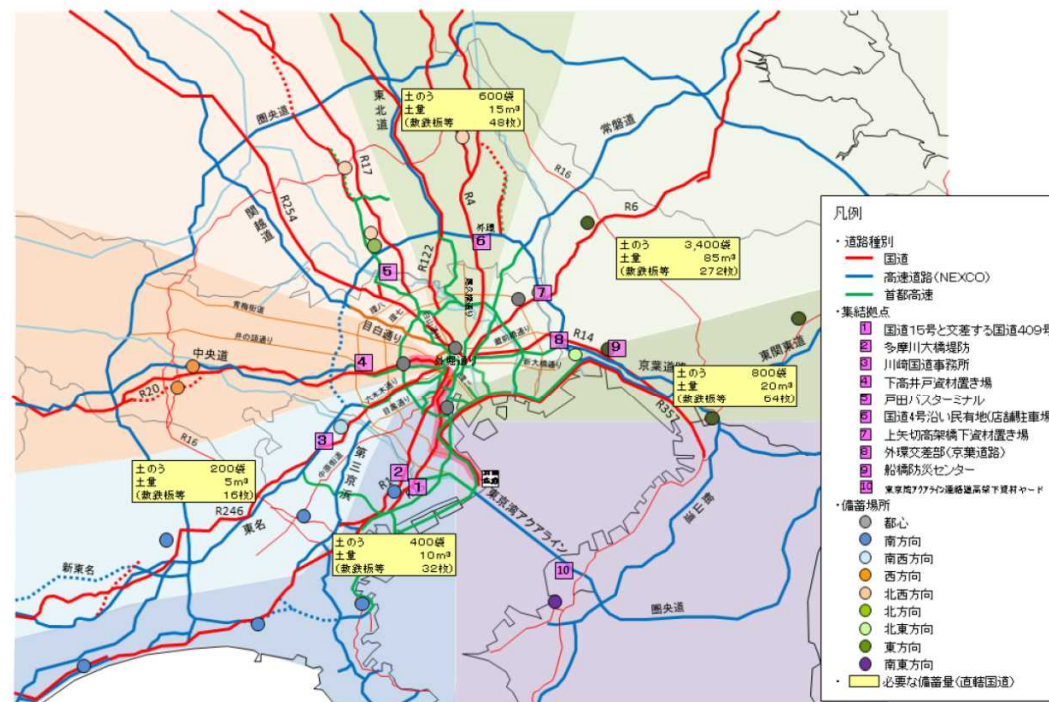


図 14 八方向別の必要資機材量(直轄国道)

※必要資機材量は、東京23区内の被災想定に対する量である。

国土交通省関東地方整備局
「首都直下地震道路啓開計画(第4版)」(令和5年7月)

5. 資機材の備蓄・調達(5号関係) (2)備蓄量及び不足量の確認

- 災害協定を締結した建設業者等が平時より保有している資機材の備蓄量を確認する。
- (1)資機材(建設機械含む)の必要量の算出にて算出された資機材の必要量を基に、不足量を確認する。



【見直しのポイント】

- 資機材の備蓄量を確認する
- 道路管理者＋協定企業の備蓄量を突合した不足量を確認する

5. 資機材の備蓄・調達(5号関係) (3)不足量への対応(調達)

- (2)備蓄量及び不足量の確認において、必要な資機材が不足する場合、レンタル・リース業者等との災害協定の拡充や、必要に応じ他地域からの受援について設定する。
- 受援でも対応できない場合は、道路管理者による調達について計画する。



【見直しのポイント】

- 不足量への対応について、災害協定の拡充や、受援等の方針を定める

5. 資機材の備蓄・調達(5号関係) (4)備蓄量の確認と見直し

- 道路管理者は、災害協定を締結した建設業者等における資機材の備蓄状況について、年1回確認することを基本とする。
- 備蓄した資機材の場所と量について地図上に整理する。



【見直しのポイント】

- 備蓄量の年1回確認を基本とする運用等を整理する
- 備蓄場所と量を地図上で整理する

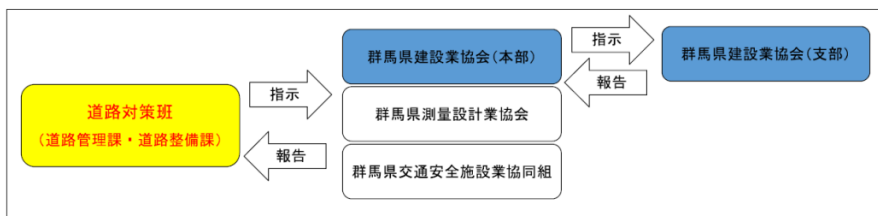
5. 資機材の備蓄・調達(5号関係) (4)備蓄量の確認と見直し

【イメージ】

6. 発災後の対応(道路啓開)

オ) 資機材等の保有状況確認

資機材の保有状況確認手順



【道路対策班(道路管理課・道路整備課)】

1. 資機材保有状況を「災害協定団体の資機材状況」(P.36)を参考に、群馬県建設業協会、群馬県測量設計業協会、群馬県交通安全施設業協同組合に直接照会しとりまとめる。
2. 収集した情報は、県土整備班(土木事務所)に情報提供する。必要により県土整備総務班(監理課・建設企画課)に情報提供する。
3. 報告結果は道路啓開作業の業者割当ての判断に使用する。

【群馬県建設業協会(本部)】

1. 各支部をとりまとめ、道路対策班(道路管理課・道路整備課)へ報告する。
※支部を有しない群馬県測量設計業協会、群馬県交通安全施設業協同組合は対象外

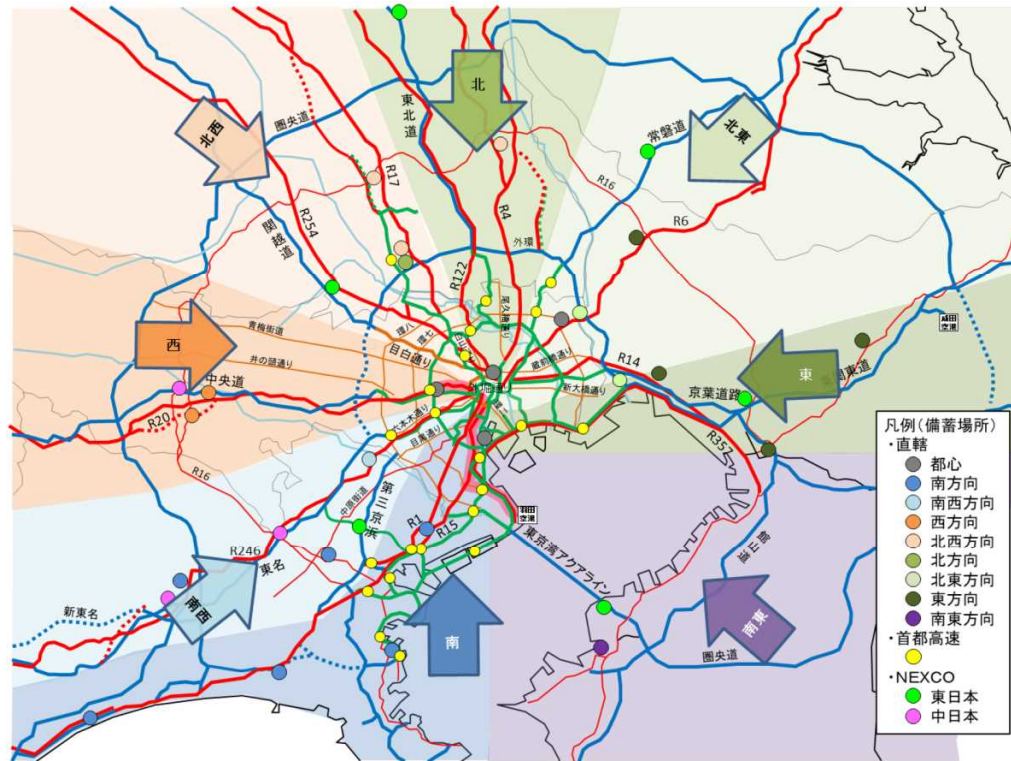


図 15 八方向別の主な備蓄場所

出典：群馬県「群馬県道路啓開マニュアル」(令和7年3月)

国土交通省関東地方整備局
「首都直下地震道路啓開計画(第4版)」(令和5年7月)

5. 資機材の備蓄・調達(5号関係) (5)その他

- 大量の瓦礫、放置車両等の発生、法面崩壊による大量の土砂の搬出可能な仮置き場の候補地を関係者で共有し設定する。
- 民間給油施設のみならず公的機関を含めた確実な燃料調達体制を整備する。



【見直しのポイント】

- 仮置き場候補地を事前設定・共有する
- 燃料の確実な調達体制を整備する

6. 実践的な訓練(6号関係)

- 地方整備局等において以下の主な訓練メニューを適宜組み合わせ、年1回以上、ブロック単位での訓練を実施する計画を作成する。
- 各都道府県における訓練についても、同様に実施する。
- 訓練には道路管理者の他、自衛隊、警察、消防、災害協定企業、ライフライン事業者、地方公共団体の関係部局、技術系NPO等の関係者の参加について調整する。
- 道路啓開計画に基づく訓練に要する費用については、道路管理者の負担を基本とする。



【見直しのポイント】

- 訓練の頻度・メニュー・参加対象者を検討する
- 訓練参加対象者・費用負担を調整する

6. 実践的な訓練(6号関係)

【イメージ】

これまで(不定期)

放置車両の移動



災害発生時に緊急車両の通行の妨げとなる放置車両を移動するための作業手順などを確認

今後の充実(毎年の計画的な実施)

倒壊した電柱や倒木の撤去

孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルートを選定

被災情報等の収集や建設業者等への情報の伝達

海路、空路等を活用した啓開ルート確保

等

出典：国土交通省道路局

「新たな道路啓開計画の枠組み～」(令和7年6月20日)

7. 情報収集・伝達(7号関係)

- 道路啓開作業の手順(タイムライン)を踏まえて、道路管理者と関係機関における情報収集・伝達に関わる体制・系統図等を整理する。
- 孤立集落の情報については、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からの情報収集に関わる体制について整理する。
- 電気、ガス、上下水道などライフラインや、公共交通の被害情報の収集に関わる体制についても整理する。
- ライフライン、公共交通については、道路法第28条の2に基づく道路啓開計画協議会とは別途、発災後の対応を調整するための会議体を事前に組織する。



【見直しのポイント】

- 栃木県以外（国等の関係機関）の体制、系統図を整理する
- 孤立集落を対象とした情報収集体制を整理する
- ライフラインや公共交通を含めた情報収集の体制を整理する
- 発災後の対応調整のための会議体を事前組織する

7. 情報収集・伝達(7号関係)

【イメージ】

5. 道路啓開の実施体制

5.1 関係機関との連携

迅速な道路啓開を実施するにあたっては、各道路管理者や関係機関が適切に連携し、機動的に対応することが必要である。そのためには、関係機関との密な情報共有、ならびに連携・協力体制の構築が求められるとともに、意見交換や訓練などを通じ、共通認識を築いておくことが重要である。

なお、本計画において、県土整備部出先機関、災害協定業者、ライフライン関係占有者、道路管理者は、以下のように定義する。

- 県土整備部出先機関：土木事務所等
- 災害協定業者：千葉県建設業協会、千葉県電業協会、千葉県造園緑化協会に所属する施工業者、千葉県レッカー事業協同組合
- ライフライン関係占有者：東京電力、NTT 東日本、東京ガス、上下水道事業管理者
- 道路管理者：東日本高速道路、首都高速道路、国土交通省関東地方整備局（千葉県道事務所、首都国道事務所）、千葉県、千葉県道路公社、千葉市など

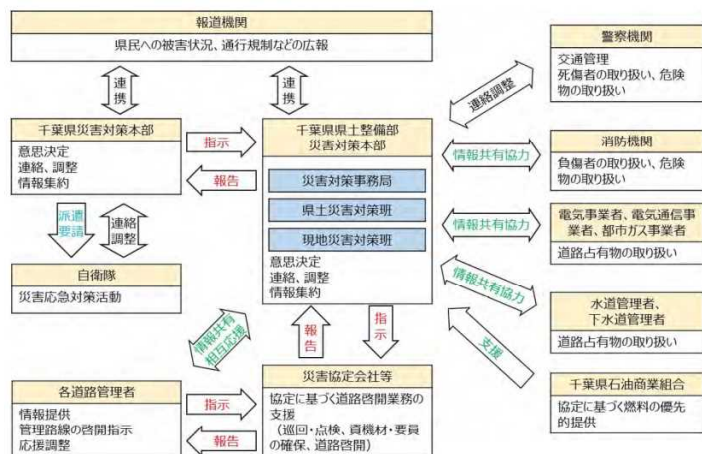


図 5.1 道路啓開に関する関係機関との連携体制

5.2 指揮命令系統

(1) 道路被災状況の収集・共有系統

- 本県及び隣接都県の道路の被災状況は、すべて、千葉県災害対策本部事務局に集約することになる。
- 災害対策事務局と災害対策班は相互に連携して作業にあたるものとする。
- 国道事務所は、直轄国道の被災状況を県土整備部災害対策事務局からの要請を受けて報告する。
- 東日本高速道路(株)及び首都高速道路(株)は、それぞれが管理する高速道路の被災状況を県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 現地災害対策班は、災害協定業者などによる巡視点検で把握した本県管理の道路の被災状況及びライフライン関係占有者からの情報、市町村からの情報をまとめて、県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 千葉県道路公社及び千葉市（道路管理者）は、それぞれが管理する道路の被災状況を県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 県土整備部災害対策事務局は、各関係機関より報告された情報と、隣接都県から収集した被害状況を合わせて、千葉県災害対策本部事務局に報告する。併せて、集約した千葉県内の道路の被災状況を、国土交通省道路局及び関東地方整備局に報告する。

道路被災状況の把握・共有フロー

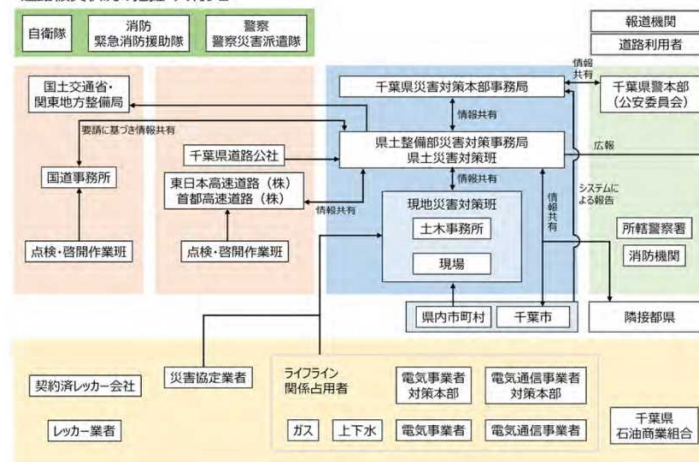


図 5.2 道路被災状況の把握・共有フロー

8. その他(8号関係) (1)道路啓開計画協議会関係

- 協議会は、道路啓開計画に関係する道路管理者、高速道路会社、地方道路公社をはじめ、実働組織(警察、消防、自衛隊)、建設関連団体(建設、測量調査、コンサルタント、建設機械レンタル等)、ライフライン関係事業者(電気、通信、水道、ガス等)等で構成する。
- 啓開路線・区間に農道・林道を含む場合は当該管理者、空路・海路を活用する場合は当該施設管理者の参加を調整する。
- 地域の実情を踏まえ、各都道府県の福祉部局や技術系NPO 等についても、協議会への参加について調整する。
- 協議会については、ワーキンググループを設置し、計画策定に必要な課題について、広く関係者の参加を促し、検討を行う。



【見直しのポイント】

- ワーキンググループを設置し、計画策定に必要な課題について検討する

8. その他(8号関係) (2)定期的な計画見直し

- 道路啓開計画は、5年に1回の見直しを行う。
- 地域の被災想定の見直し、地域防災計画の改定、緊急輸送道路の整備進捗、今後の災害における教訓等を踏まえ、必要な対応の充実を図る。



【見直しのポイント】

- 計画改定後、5年おきに見直しを図る
- 地域防災計画の改定や、今後実施する訓練で得られた課題、今後の災害における教訓等を踏まえ、必要な対応の充実を図っていく

8. その他(8号関係) (2)定期的な計画見直し

【イメージ】

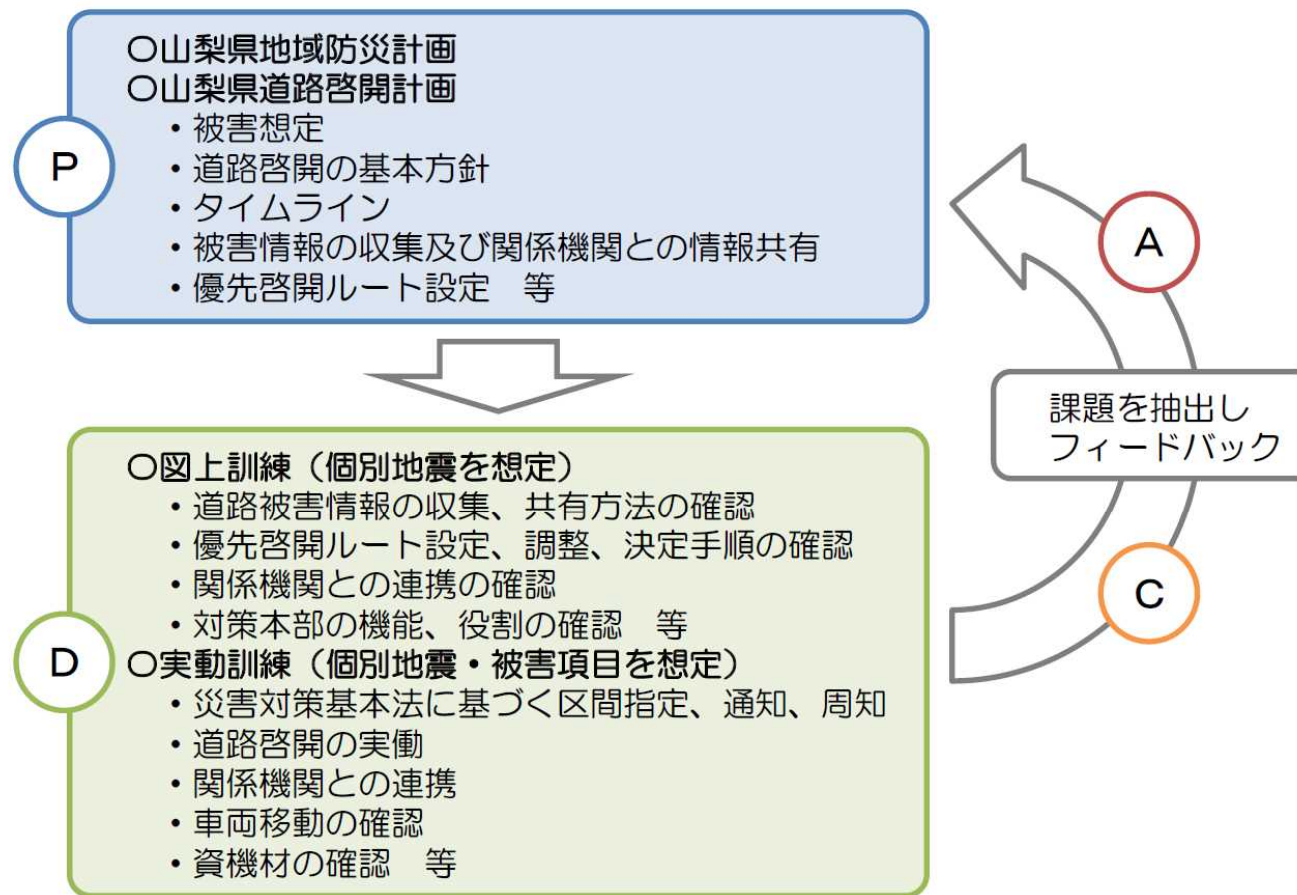


図 5-36 道路啓開計画の見直し（PDCAサイクル）

出典：山梨県「山梨県道路啓開計画」（令和6年12月）

8. その他(8号関係) (3)「道の駅」の活用

- 道路啓開ルートと沿線の「道の駅」について、地図上に整理する。
- 各「道の駅」の防災機能の現状や、必要に応じて課題等についても整理する。
- 本来管理者に代わって啓開を行う路線・区間に接続等する「道の駅」については、必要に応じて、道路本線と同様に24条承認の特例の設定を行うことができる。



【見直しのポイント】

- 啓開ルートと沿線道の駅を地図上で整理する
- 防災機能の現状・課題を整理する
- 道路管理者間で24条承認の特例について、本制度を適用する路線・区間について調整し、平時から情報共有を実施する

8. その他(8号関係) (4)道路啓開ルートのリスクの整理

- 道路啓開ルートにおける橋梁の耐震化や盛土対策の実施状況や、無電柱化や沿道建築物の耐震化の実施状況を地図上に整理する。
- 事前の迂回ルートの設定や、啓開訓練等への活用を検討する。

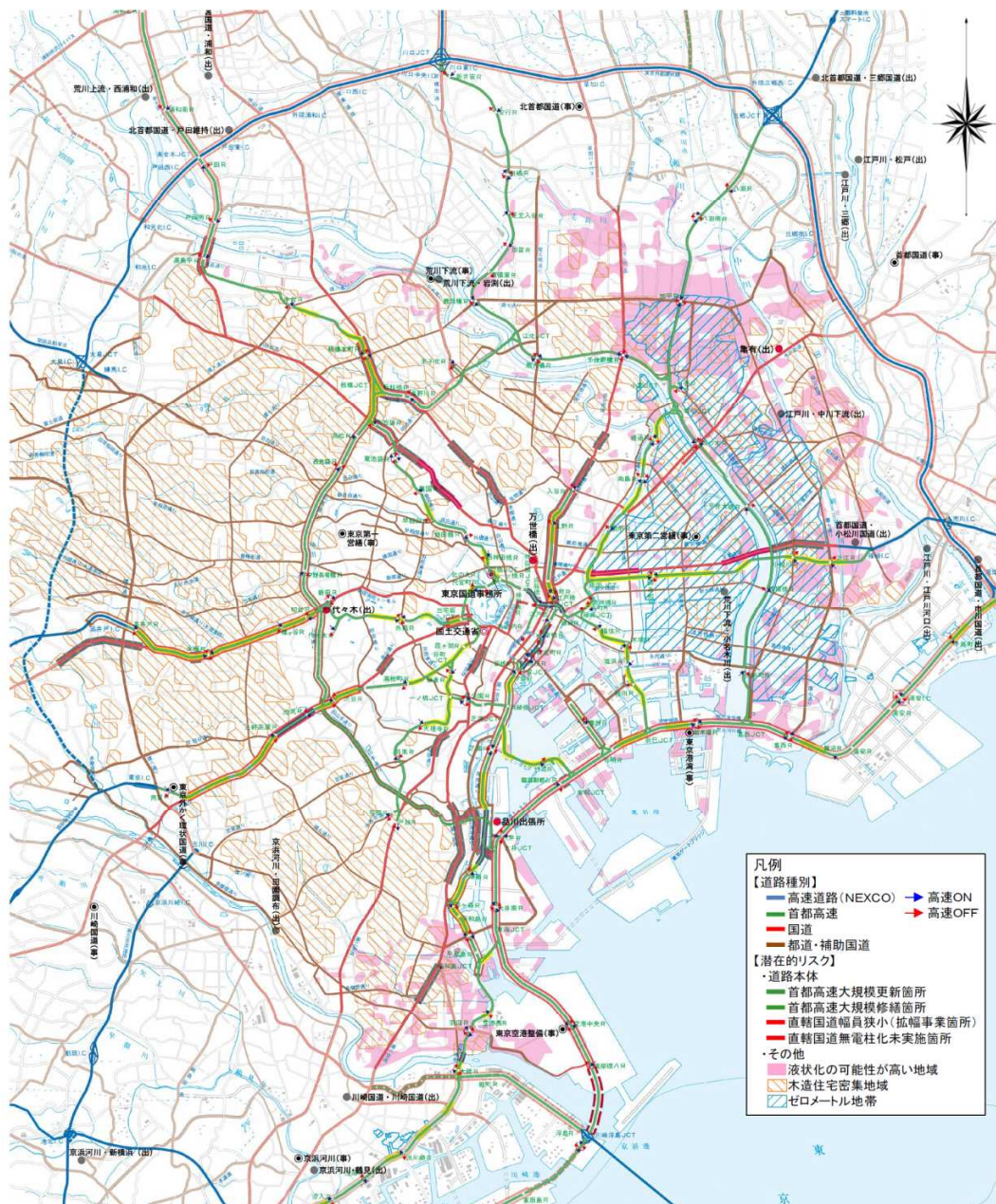


【見直しのポイント】

- 橋梁耐震、盛土対策、無電柱化、沿道建築物耐震化等の地図上で整理する
- 事前の迂回ルートを設定する。

8. その他(8号関係) (4)道路啓開ルートへのリスクの整理

【イメージ】



国土交通省関東地方整備局
「首都直下地震道路啓開計画(第4版)」(令和5年7月)

8. その他(8号関係) (5)地域の道路ネットワークの課題等の整理

- 道路啓開計画の検討を進める中で確認された、道路啓開を実施するために隘路となる箇所等、地域の道路ネットワークの課題等について整理する。



【見直しのポイント】

- 道路ネットワークの課題（隘路・ボトルネック等）を整理する

8. その他(8号関係) (6)複合災害の扱い

1)他の自然災害との複合災害について

- 地震後の豪雨における、地盤の緩みによる土砂崩壊リスク、河川施設の地震被害による洪水リスクなど想定されうるシナリオや課題について整理し、あらかじめ関係者間で認識を共有する。
- これに対応した道路啓開を実施するための情報収集や体制の確保について、今後順次策定を行う火山災害、雪害、風水害(洪水、土砂)に関わる道路啓開計画の検討と並行して、関係者間で検討を進めることが必要である。



【見直しのポイント】

- 複合災害（地震＋豪雨等）を想定したシナリオ・課題整理と関係者間で認識を共有する
- 上記に対応した道路啓開実施のための情報収集・体制確保を検討する

3 今後のスケジュール

今後のスケジュール

- 道路啓開計画の改定は、全3回の協議会を経て、令和9年2月中の改定を目標とする。
- 計画改定に向けた今後のスケジュール(案)は次のとおりとする。

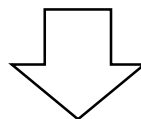
○ 第1回協議会 令和8年7月1日

ワーキンググループ(WG)、関係機関協議
素案作成

○ 第2回協議会 令和8年11月予定
・道路啓開計画骨子案の審議

意見照会、最終案作成
(協議会構成機関+全25市町+県道路公社)

○ 第3回協議会 令和9年1月中旬
・道路啓開計画改定素案の審議



令和9年2月 道路啓開計画の策定・公表